二　電波法の一部改正関係

1　免許を要しない無線局であって空中線電力が〇・〇一ワット以下であることを要件の一つとするものについて、空中線電力の上限を〇・〇一ワットから一ワットに改めることとすることとした。（第三条関係）

2　無線局の免許の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの等を除く。）には適用しないこととすることとした。（第三条関係）

3　基幹放送の定義を、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信であって、放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数の電波を使用するものとすることとした。（第四条関係）

4　主たる目的及び従たる目的を有する無線局及び基幹放送をする無線局（当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。）の免許に係る手続を整備することとした。（第四条関係）

5　免許人は、総務大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することができることとすることとした。（第四条関係）

6　特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行おうとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなすこととすることとした。（第四条関係）

7　割り当てることが可能である周波数の表（周波数割当計画）には、放送をする無線局に係る周波数について放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数及びそれ以外の周波数の区分の別を記載することとすることとした。（第四条関係）

8　電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するものを二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、これらの無線局を包括して対象とする免許（包括免許）を申請することができることとすることとした。（第三条関係）

9　利害関係人は、無線設備の技術基準について、原案を示して、これを策定し、又は変更すべきことを総務大臣に申し出ることができることとし、総務大臣は、当該申出を受けた場合において、その申出に係る技術基準を策定し、又は変更する必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならないこととすることとした。（第三条関係）

10　技術基準適合証明を受けた者等は、その氏名又は名称及び住所等に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならないこととすることとした。（第三条関係）

11　無線局に係る書類の備付け義務のうち、無線検査簿の備付け義務を廃止すること。（第三条関係）

12　総務大臣は、無線設備が技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとすることとした。（第三条関係）

13　登録検査等事業者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が無線局の無線設備等について検査を行い、その無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びにその時計及び書類が電波法の規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、国の定期検査を省略することができることとすることとした。（第四条関係）

14　無線局の免許等がその効力を失ったときは、免許人等であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならないこととすることとした。（第三条関係）

15　電波監理審議会は、電波法に基づく総務省令の制定又は改廃について諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならないことを改め、必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができることとすることとした。（第三条関係）

16　その他規定の整備をすることとした。

三　電気通信事業法の一部改正関係（第五条関係）

1　電気通信事業の定義を、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（放送局設備供給役務（基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務をいう。）に係る事業を除く。）とすることとした。

2　電気通信事業を営もうとする者の設置する電気通信回線設備が、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合は、総務大臣に届け出ることをもって足りることとすることとした。

3　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況等を公表しなければならないこととすることとした。

4　電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物（電気通信設備設置用工作物）の共用に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず、他の一方がその協議に応じず又は当該協議が調わない等の場合は、当事者は、紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができ、また、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができることとするほか、総務大臣は、当該他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができ、また、当該一方の電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができることとすることとした。

5　電気通信事業者と電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業を営む者との間において、当該電気通信事業を営む者が申し入れた当該電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができ、また、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができることとするほか、総務大臣は、当該他の一方の電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができ、また、当該一方の電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができることとすることとした。

6　その他規定の整備をすることとした。

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律（法律第六六号）（総務省）

1　高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法が廃止するものとされる期限（平成二二年一二月三一日まで）を平成二七年三月三一日まで に延長することとした。（附則第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（法律第六七号）（農林水産省）

1　農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する